



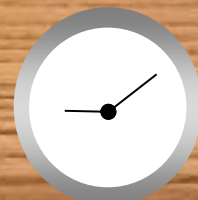
募集条件

書面等で確認しましょう!

職業安定法第5条の3（労働条件等の明示）

労働者の募集を行う企業等は、募集に当たり、業務の内容等の労働条件を応募者に対して
※書面を交付する等により明示しなければなりません。

※ファックスやメール、SNS等でも明示ができます。
(明示を受ける者が希望した場合に限る。その他一定の条件あり。)



①業務の内容

②労働契約の期間

③試みの使用期間

④就業の場所

⑤始業及び終業の時刻

⑥所定労働時間を超える労働の有無

⑦休憩時間

⑧休日

⑨賃金

⑩健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用

⑪雇用しようとする者の氏名又は名称

⑫派遣労働者として雇用しようとする旨

(派遣労働者として雇用しようとする場合に限る。)

⑬就業場所における受動喫煙を防止するための措置

(⑬は職業安定法施行規則改正により令和2年4月1日より施行)

必ず明示が必要な事項



大阪労働局
需給調整事業部
マスコットキャラクター
「ハケン君」

書面での交付等を受けておかないと...

募集条件について記憶があいまいになり、求人者と言った言わないのトラブルに発展するかも。

☑ チェックしなくちゃ。労働条件。



厚生労働省 大阪労働局 需給調整事業部

当ワンポイント講座は、大阪労働局のホームページでもご覧いただくことができます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

R1.8発行